

議案第十九号

港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和八年三月二十六日
教育委員会議案資料 No. 7

港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規

則（案）

港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成十二年港区教育委員会規
第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「三月で除した数」を「十二月（第四条の二による場合を除き、その者の経
験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、十八月）で除した
数に四を乗じて得た数」に改め、第六条第一項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別
に」に改める。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するもの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を十二月(第四条の二による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、十八月)で除した数に四を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するもの号給は、第一項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を三月で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給(当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給)とすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(中略)

(昇格の場合の号給)

第六条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第三に定める昇格時対応号給表(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 (略)

(後略)

付則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(中略)

(昇格の場合の号給)

第六条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第三に定める昇格時対応号給表(以下「昇格時対応号給表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 (略)

(後略)